

明治学院大学公正研究委員会に関する規程

2007年 7月13日	常務理事会承認
2007年 7月27日	臨時理事会承認
2011年 2月18日	常務理事会承認
2012年11月 9日	常務理事会承認
2015年 2月13日	常務理事会承認
2017年 3月10日	常務理事会承認
2018年 4月13日	常務理事会承認
2021年11月12日	常務理事会承認
2022年10月21日	常務理事会承認

(設置)

第1条 明治学院大学において行われる研究の公正な実施および適正な研究費等の運営・管理ならびに研究上の不正行為および不正使用（以下「不正」という。）の防止を図るため、公正研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 公正な研究を実施し、適正に研究費等を運営・管理するための研究倫理教育およびコンプライアンス教育等の教育・啓発活動
- (2) 「明治学院大学における研究活動上の不正の防止対応に関する規程」第16条に定める研究活動上の不正における予備調査
- (3) 各部局に研究倫理委員会が存在しない場合あるいは各学部・教養教育センター研究倫理委員会から依頼された場合、研究における倫理に係る相談の審理および判定ならびに再審理および再判定
- (4) その他公正な研究の実施および適正な公的研究費等の運営・管理ならびに研究活動上の不正の防止を図るために必要な活動

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者1名
- (2) 大学評議会評議員のうち学長が指名した者2名
- (3) 総務部長
- (4) 学長が必要と認める学外の専門家若干名
- (5) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号、第4号および第5号の委員は、学長が任命する。ただし、前項第4号および第5号の委員は、特に必要があると認めた場合にのみ加えることができる。

3 委員会は第2条第4項の任務を達成するため委員会の下に「公的研究費等不正防止計画推進チーム」を設ける。このチームに関わる内規は別に定める。

(任期)

第4条 前条第1項第2号および第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明または意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、総務部研究支援課が担当する。

(雑則)

第9条 第2条第2号に規定する予備調査の手続きは、「明治学院大学における研究活動上の不正の防止対応に関する規程」の定めるところによる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2012年11月9日から施行する。(第4条第3項追加, 第11条表記の修正)
- 4 この規程は、2015年2月13日から施行する。(第1条, 第2条各項, 第3条の修正)
- 5 この規程は、2017年4月1日から施行する。(第2条, 第4条法務職研究科廃止による改正)
- 6 この規程は、2018年4月13日から施行する。(第3条参照規程の追加, 第4条参照号の修正, 第9条研究支援課設置に伴う変更, 第11条改廃手続きの変更)
- 7 この規程は、2021年11月12日から施行する。(規程名称の変更, 第1条読点の削除, 第2条第4項および第3条第1項第3号コンプライアンス推進責任者の追加および文言の変更, 第2条第4項第2号啓発活動の追加, 第9条文言の削除および変更)
- 8 この規程は、2022年8月1日から施行する。(規程名称の変更, 第2条各責任者と権限・任務の削除およびそれに伴う条番号の繰上げ, 第3条委員の追加および表記の変更, 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第7条および第9条文言の変更, 追加または削除, 参照規程名または条項番号の変更)